「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」(仮称)素案

第1目的

太陽光発電事業の実施による自然環境、生活環境及び景観その他の良好な地域環境に及ぼす影響に鑑み、事業者が太陽光発電事業における太陽光発電施設の設置、維持管理及び廃止に至る事業活動の全般について環境を保全し、災害の発生を防止する方法で適切に実施するよう必要な事項を定めることにより、地域と共生する太陽光発電事業の普及を図り、もって県民の安全で安心な生活の確保と環境等との調和を図ることを目的とする。

第2 定義

(1) 太陽光発電施設

太陽光を電気に変換する施設(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物に設置されるものを除く。)であって、発電出力が10kW以上のものをいう。

(2)太陽光発電事業

太陽光発電施設において電気を得る事業をいう。

(3) 事業区域

太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。

(4) 太陽光発電施設の設置

太陽光発電施設の新設及び増設(これらの行為に伴う木竹の伐採及び土地の形質の変更を含む。)をいう。

(5) 事業者

太陽光発電施設の設置等を行う者及び太陽光発電事業を実施する者をいう。

第3 基本理念

太陽光発電事業は、地域に根ざし、県民の安全・安心な生活と豊かな自然環境、生活環境及び景観その他の良好な地域環境との調和を図りながら安定的に運営されるものでなければならない。

第4 事業者の責務

- (1) 事業者は、関係法令(条例を含む。)の規定を遵守しなければならないものとする。
- (2) 事業者は、この条例の目的を踏まえ、災害の発生を防止し、良好な自然環境及び生活環境を保全するために必要な措置を講じなければならないものとする。
- (3) 事業者は、太陽光発電事業の実施に当たり、地域住民に十分な情報提供及び説明を行い、事業の実施について理解を求め、地域住民との良好な関係を保つよう努めなければならないものとする。

第5 市町村との連携

知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係市町村長に対し、必要な資料又は情報の提供その他の必要な協力を求めることができるものとする。

第6 設置規制区域

次の(1)から(5)に該当する区域(以下「設置規制区域」という。)においては、太

陽光発電施設を設置してはならないものとする。ただし、あらかじめ知事の許可(以下「設置許可」という。)を受けた場合は、この限りでないものとする。

- (1) 森林法(昭和26年法律第249号)第5条の地域森林計画対象民有林及び国が森林所有者である森林及び国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号)第10条第1号の分収林である森林
- (2) 山梨県砂防指定地管理条例(平成15年山梨県条例第七号)第2条の砂防指定地
- (3) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域
- (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項 の急傾斜地崩壊危険区域
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の土砂災害警戒区域及び第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域

第7 設置許可の申請

第6の設置規制区域に太陽光発電施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書に必要な図面等を添付して、知事に提出しなければならないものとする。

- (1) 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 太陽光発電事業に供する土地の区域の位置及び面積
- (3) 太陽光発電事業の内容及び期間
- (4) 太陽光発電施設の出力
- (5) 太陽光発電パネルの支持物の構造強度に関する事項
- (6) 太陽光発電施設の設置計画に係る設計に関する事項
- (7) 環境に及ぼす影響の評価等に関する事項
- (8) 地域住民等への説明等の状況に関する事項
- (9) その他規則で定める事項

第8 環境及び景観に及ぼす影響の評価等

第7により設置許可の申請を行おうとする者(以下「設置許可申請者」という。)は、当該申請の前に、当該太陽光発電施設の設置が環境及び景観に及ぼす影響について、規則で定めるところにより、環境及び景観の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程において環境及び景観の保全のための措置を検討し、当該措置が講じられた場合における環境及び景観に及ぼす影響を総合的に評価しなければならない。

第9 地域住民等への説明

- (1) 設置許可申請者は、当該申請の前に、規則で定めるところにより、その区域に事業区域の全部又は一部を含む地縁による団体(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。)の区域に居住する者その他の規則で定める者(以下「地域住民等」という。)に対し、当該太陽光発電事業に係る説明会を開催し、太陽光発電事業の計画(以下「事業計画」という。)の内容を説明しなければならないものとする。
- (2) 設置許可申請者は、前項の説明を行うに当たっては、地域住民等の理解が得られるよ

- う努めるとともに、地域住民等の意見を踏まえ、必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- (3) 設置許可申請者は事業計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、事業区域内の公衆の見やすい場所に標識を設置しなければならないものとする。

第10 設置許可

- 1 知事は、設置許可の申請があった場合において、当該申請に係る太陽光発電施設が次の 基準に該当すると認められるときに限り、設置を許可することができるものとする。
- (1) 事業区域内に第6の1(1)の区域が含まれる場合は、次のいずれも満たすと認められること。
 - イ 当該森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能から見て、当該太陽光発電施 設の設置により当該森林の周辺の地域において、土砂の流出又は崩壊その他の災害 (以下「土砂災害等」という。)を発生させるおそれがないこと。
 - ロ 当該森林の現に有する水害の防止の機能から見て、当該太陽光発電施設の設置により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがないこと。
- (2) 事業区域内に6の1(2)から(4)までの区域が含まれる場合は、当該太陽光発電施設の設置により、当該太陽光発電施設の周辺の地域において想定される土砂災害等の発生を助長するおそれがないことが明らかであると認められること。
- (3) 事業区域内に601 (5) の区域が含まれる場合は、次のいずれかを満たすと認められること。
 - イ 太陽光発電施設の構造等から、設置規制区域において想定される土砂災害等による 当該太陽光発電施設の損壊等のおそれがないことが明らかであること。
 - ロ 設置規制区域において想定される土砂災害等による太陽光発電施設の損壊等が生じた場合においても、当該太陽光発電施設に係る事業区域が、人家、学校、道路等から離れている等の理由により、人的被害、建物被害、避難経路の遮断、避難施設等への被害のおそれがないことが明らかであること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、関係法令等の規定に違反しないこと。
- 2 知事は1による許可をしようとする場合は、当該太陽光発電施設のある市町村長の意見 を聴き、その意見を尊重しなければならないものとする。
- 3 知事は、1による許可について、自然環境、生活環境、景観その他の環境の保全上及び 災害発生の防止上必要な条件を付することができるものとする。
- 4 知事は、1による許可をしたときは、規則で定めるところにより、公表するものとする。

第11 変更の許可

- 1 第10の許可を受けた者は、第7に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ 知事の許可を受けなければならないものとする。ただし、規則で定める軽微な変更につい ては、規則で定めるところにより、知事に届け出るものとする。
- 2 第7 (設置許可の申請)から第10 (設置許可)までの規定については、変更の許可について準用する。

第12 許可の取消

知事は、次のいずれかに該当したときは、許可を取り消すことができるものとする。

- (1) 虚偽の許可申請を行った場合
- (2) 許可後、一年以上、太陽光発電事業に着手しない場合
- (3) 許可内容に対して著しく重大な違反をしたことにより、土砂災害その他の災害により 住民の生命および財産に重大な被害を及ぼす危険が急迫している場合
- (4) 許可の条件に違反する行為を行った場合
- (5) 第23の措置命令に違反した場合

第13 設置届

太陽光発電施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した設置届に、必要な図面等を添付して、あらかじめ知事に届け出なければならないものとする。

- (1) 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 太陽光発電事業に供する土地の区域の位置及び面積
- (3) 太陽光発電事業の予定期間
- (4) 太陽光発電施設の出力
- (5) その他規則で定める事項

第14 届出内容の変更

第13による届出をした者は、当該届出に係る記載事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならないものとする。

第15 工事の届出

第10の許可を受けた者は、設置工事に着手したとき、及び設置工事が完了したときは、 規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならないものとする。

第16 標識の掲示

事業者は太陽光発電事業を行っている期間、規則で定めるところにより、第10の設置許可若しくは第11の設置許可の変更の許可または第13若しくは第29の(1)の設置届に係る事業区域内の公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならないものとする。

第17 維持管理

- 1 事業者は、次の維持管理に関する基準に従って太陽光発電施設及び事業区域(以下「太陽光発電施設等」という。)を適正に維持管理しなければならないものとする。
- (1) 太陽光発電施設等は、土砂災害等の防止及び自然環境等の保全における支障が生じないように、常時安全かつ良好な状態が維持されていること。
- (2) 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等の発生が想定される場合又は土砂災害等が発生した場合に、速やかに太陽光発電施設の損壊、機械の故障その他の周辺環境に影響を及ぼす状況を防止するために必要な対応が講じられること。
- (3) 事業者は、土砂災害等による太陽光発電施設の損壊、機械の故障その他の周辺環境に

影響を及ぼす状況が発生した場合に、速やかに復旧に必要な対応が講じられること。

- 2 事業者は、規則で定めるところにより、当該太陽光発電施設等を維持管理するための計画を作成及び公表し、かつ、当該計画に従い当該太陽光発電施設等の点検を行わなければならないものとする。
- 3 当該太陽光発電施設の事業区域内に設置規制区域が含まれる場合は、規則で定めるところにより、2により作成した計画を知事に提出し、かつ、2による点検の結果を知事に報告しなければならないものとする。
- 4 事業者は、土砂災害等による太陽光発電施設の損壊、機械の故障その他の周辺環境に影響を及ぼす状況が発生した場合は、速やかに太陽光発電施設等及びその周辺を確認し復旧に必要な対応を講じるとともに、規則で定めるところにより、事故報告書を知事に提出しなければならないものとする。

第18 廃止の方法

太陽光発電事業を廃止するときは、規則で定めるところにより、あらかじめ事業廃止届を知事に届け出なければならないものとする。

第19 指導及び助言

知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、指導及び助言を行うことができるものとする。

第20 報告の徴収

知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、太陽光発電施設の設置等の状況その他必要な事項に関し報告又は資料の提出を求めることができるものとする。

第21 立入検査

知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者の事務所、事業区域 その他その業務を行う場所に立ち入り、太陽光発電施設、帳簿、書類その他の物件を検査さ せ、関係者に質問させることができるものとする。

第22 勧告

- 1 知事は、次の者に対し、太陽光発電施設の設置の中止、設置許可の内容若しくは設置許可に付した条件を遵守すべき旨又は撤去若しくは原状回復を勧告することができるものとする。
 - (1) 第10の許可を受けないで太陽光発電施設を設置した者
 - (2) 偽りその他不正な手段により設置許可を受けた者
 - (3) 設置許可の内容又は設置許可に付した条件に適合していない事業者
- 2 知事は、第17の維持管理に関する基準に適合していない事業者に対し、土砂災害その 他の災害の防止及び自然環境等の保全のために必要な措置を勧告することができるものと する。
- 3 知事は、第19により知事が指導を行った事業者が正当な理由がなく当該指導に従わないときは、当該事業者に対して、当該指導に従うよう勧告することができるものとする。

第23 措置命令

知事は、第22の勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に係る措置を執らなかったときは、当該者に対し、当該勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができるものとする。

第24 違反事実の公表等

- 1 知事は、第12により許可を取り消され、又は第23により措置命令を受けた者の氏名 及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに その者に対する処分等の内容を公表することができるものとする。
- 2 知事は、1により公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に意見を 述べる機会を与えなければならないものとする。
- 3 知事は、1により公表したときは、公表した内容について、国に通知しなければならないものとする。

第25 市町村の条例との関係

この条例の規定による許可、届出その他の手続等と同等以上の効果が期待できる内容を規定する条例を有する市町村として規則で定める市町村の区域については、この条例の規定は、適用しないものとする。

第26 罰則

次に掲げる者は、5万円以下の過料に処するものとする。

- (1) 許可を受けないで太陽光発電施設を設置した者
- (2) 虚偽の申請及び届出を行った者
- (3) 正当な理由がなく第20の報告を拒んだ者
- (4) 正当な理由がなく第21の立入検査を拒んだ者

第27 施行期日

令和4年1月1日

第28 適用関係

第6 (設置規制区域)から第12 (許可の取消)まで及び第15 (工事の届出)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に工事に着手した太陽光発電施設(以下「既存施設」という。)については、適用しないものとする。

第29 既存施設の設置届出等

既存施設に係る事業者は、次に掲げる事項について、規則で定めるところにより、施行日から6月の期間内において、知事への届出その他の必要な対応を行わなければならないものとする。

- (1) 設置届
- (2)維持管理計画書